

目 次

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (目的)
- 第3条 (業務)
- 第4条 (構成員)
- 第5条 (障害学生支援室長)
- 第6条 (コーディネーター)
- 第7条 (障害学生支援室運営委員会)
- 第8条 (運営委員会の構成)
- 第9条 (開室時間等)
- 第10条 (主管)
- 第11条 (改廃)

附 則

(趣旨)

第1条 この規程は、京都橘大学障害のある学生の差別解消の推進体制に関する規程第5条に基づき、京都橘大学障害学生支援室（以下「障害学生支援室」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 障害学生支援室は、本学における障害学生支援が円滑かつ適切に行なわれるよう関係部局間の連携を図るとともに、障害のある学生の相談窓口として、障害のある学生が平等かつ公平な修学環境を得られるよう支援の充実を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 障害学生支援室は、前条の目的を達成するために以下の業務を行う。

- (1) 障害のある学生の修学支援および学生生活支援に関すること。
- (2) 入学を希望する学生への情報提供および相談対応に関すること。
- (3) 障害学生支援に関する学内関係部局および学外諸機関との連携に関すること。
- (4) 障害学生支援に関する調査、情報収集等に関すること。
- (5) 障害学生を支援する学生の募集、養成および支援組織の運営管理に関すること。
- (6) 学内外における障害学生支援に関する理解啓発に関すること。
- (7) 障害のある学生の差別解消に関する内部規則やマニュアル等の体制および制度の見直しに関すること。
- (8) その他障害学生支援に関すること。

(構成員)

第4条 障害学生支援室の構成員は、以下のとおりとする。

- (1) 障害学生支援室長 1名
- (2) コーディネーター 若干名
- (3) 事務職員 若干名
- (4) その他必要と認められた者

(障害学生支援室長)

第5条 障害学生支援室長は、学生部長がこれを兼ねる。

2 障害学生支援室長は、障害学生支援室の運営と業務を統括する。

(コーディネーター)

第6条 コーディネーターは、障害に関連する分野での実践経験や資格を有する者で、京都橘学園専門業務職として雇用される者とする。

2 コーディネーターの委嘱方法その他委嘱内容に関する事項については別に定める。

(障害学生支援室運営委員会)

第7条 障害学生支援室の円滑な運営を図るため、障害学生支援室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

（運営委員会の構成）

第8条 運営委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 障害学生支援室長
- (2) コーディネーター
- (3) 専任教員 2名以上
- (4) 学生事務部長
- (5) 学生支援課長
- (6) 就職進路課長

2 運営委員会は障害学生支援室長が招集し、議長となる。

3 前項第4号の委員は学長が任命し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 運営委員会は、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求めることができる。

（開室時間等）

第9条 障害学生支援室の開室時間は、以下のとおりとする。

- (1) 開室日 月曜から金曜日までを原則とする。ただし、大学の都合により開室しない場合がある。

学休期間の開室日については別に定める。

- (2) 開室時間 9:00から17:00を原則とする。ただし、業務の都合上開室時間を延長または短縮する場合がある。

（主管）

第10条 障害学生支援室に関する事務主管は、学生支援課とする。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2021年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月20日から施行し、2022年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、2022年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。

(R6. 4. 1) 京都橘大学障害学生支援室規程(令和3年8月1日制定第2280号)

(R4. 9. 1) 京都橘大学障害学生支援室規程(令和3年8月1日制定第2280号)

(R4. 4. 20) 京都橘大学障害学生支援室規程(令和3年8月1日制定第2280号)

(R3. 8. 1) 京都橘大学障害学生支援室規程(令和3年8月1日制定第2280号)